

## 第 2 章

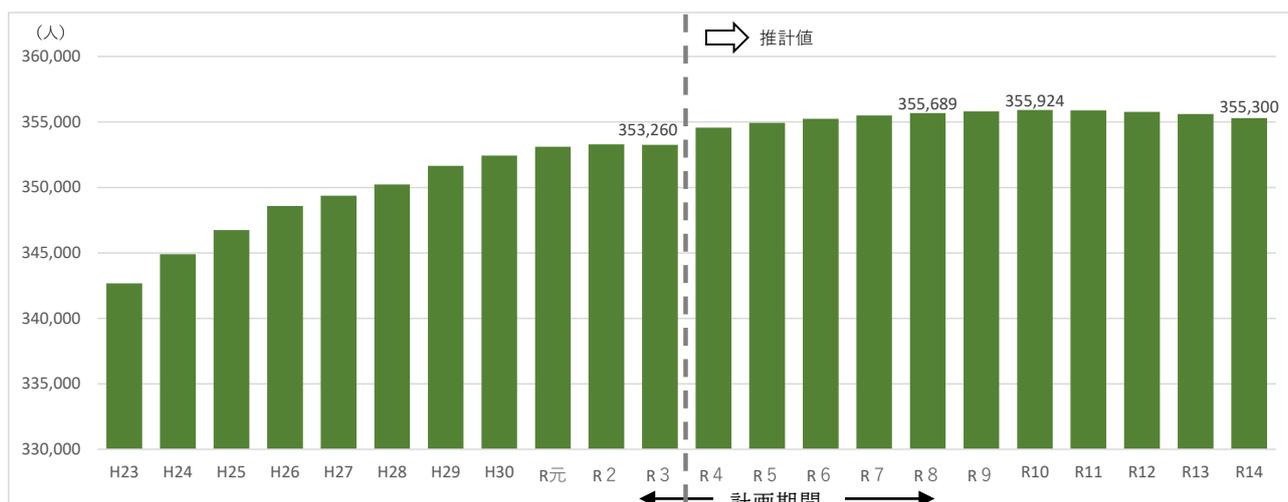
# 地域福祉を取り巻く現状

# 1 川越市の概況

## (1) 人口・世帯の状況

本市の人口は、微増で推移していますが、令和10(2028)年をピークに減少することが見込まれます。

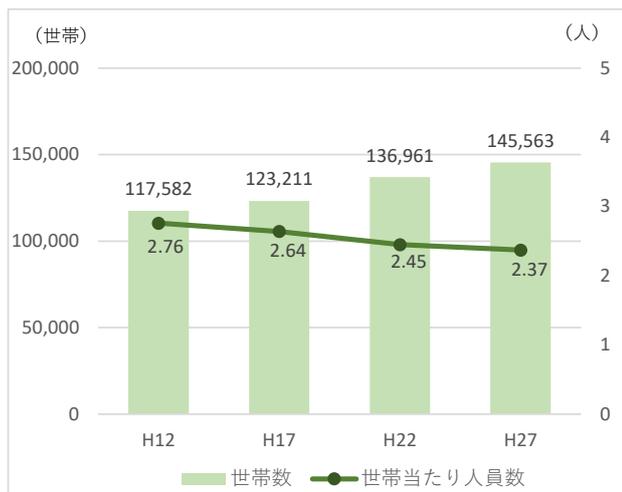
### ■本市の人口の推移・推計



資料：住民基本台帳（令和4年以降は市推計）  
政策企画課（各年1月1日）

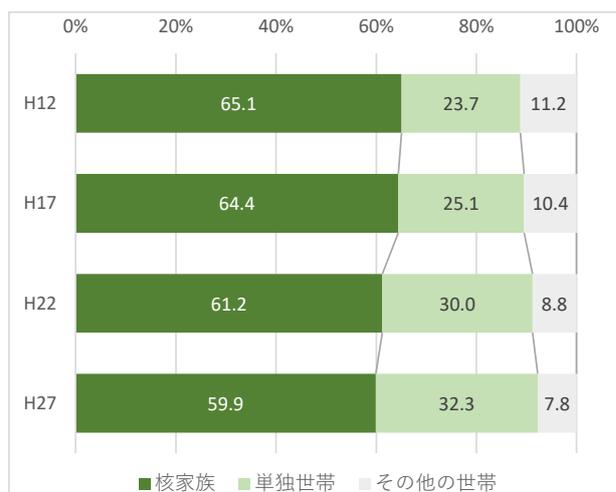
世帯数は緩やかに増加していますが、世帯当たり人員数は減少しています。単独世帯割合の上昇等により、世帯規模は縮小しています。

### ■世帯数と世帯当たり人員数の推移

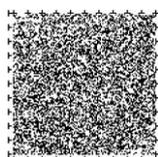


資料：国勢調査報告  
情報統計課（各年10月1日）

### ■世帯構成割合の推移



資料：国勢調査報告  
情報統計課（各年10月1日）

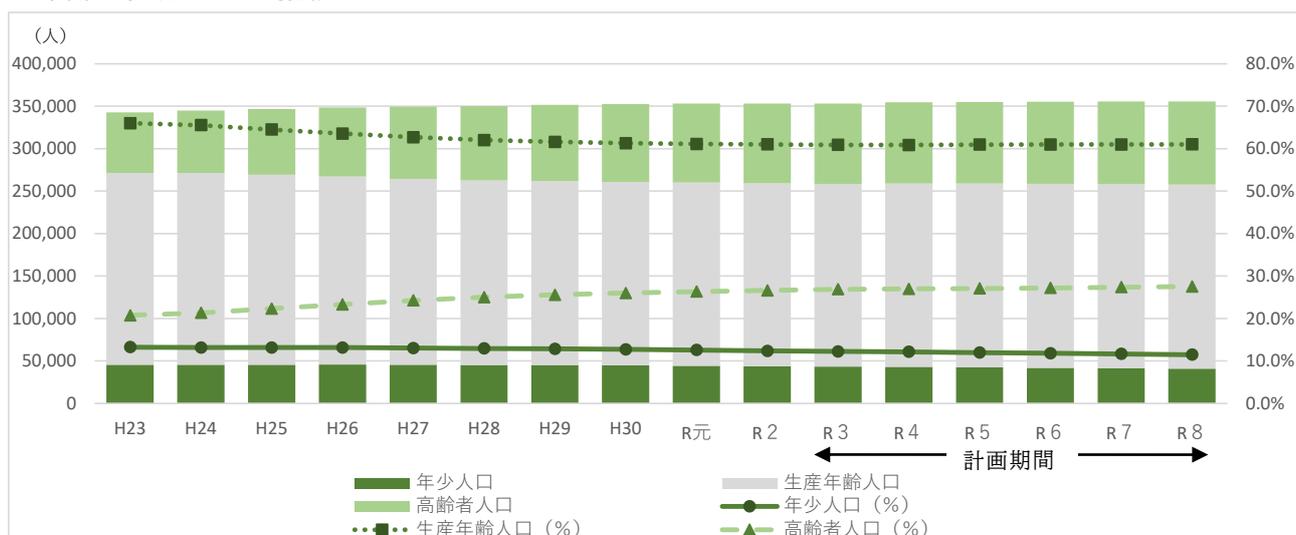


## (2) 年齢別構成

本市の人口の年齢別構成比は、生産年齢人口（15～64歳）が横ばい傾向で推移する一方、年少人口（0～14歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加することが見込まれます。

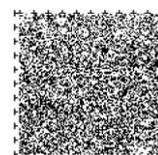
特に75歳以上の人口は、令和3（2021）年の47,813人が、令和8（2026）年には59,683人となり、約12,000人の増加が見込まれます。

### ■年齢3区分人口の推移



	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢者人口			
		(65歳以上)		(うち75歳以上)					
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成28年	350,223	45,324	12.9%	217,272	62.0%	87,627	25.0%	36,813	10.5%
平成29年	351,654	45,172	12.8%	216,566	61.6%	89,916	25.6%	39,279	11.2%
平成30年	352,433	44,801	12.7%	215,997	61.3%	91,635	26.0%	41,854	11.9%
令和元年	353,115	44,350	12.6%	215,732	61.1%	93,033	26.3%	44,414	12.6%
令和2年	353,301	43,700	12.4%	215,555	61.0%	94,046	26.6%	46,725	13.2%
令和3年	353,260	43,228	12.2%	215,066	60.9%	94,966	26.9%	47,813	13.5%
令和8年	355,689	40,841	11.5%	216,972	61.0%	97,876	27.5%	59,683	16.8%

資料：住民基本台帳（令和4年以降は市推計）  
政策企画課（各年1月1日）

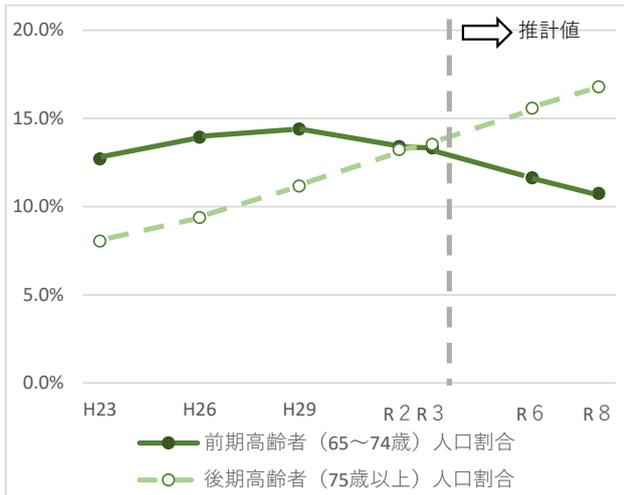


### (3) 高齢者の状況

令和3（2021）年に後期高齢者（75歳以上）人口割合が前期高齢者（65～74歳）人口割合を上回りました。

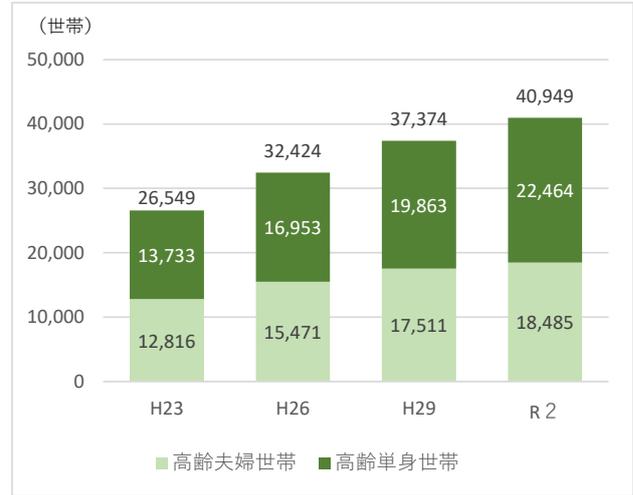
高齢単身世帯や高齢夫婦世帯は増加しています。

■ 高齢者人口割合の推移・推計



資料：住民基本台帳（令和4年以降は市推計）  
政策企画課（各年1月1日）

■ 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

### (4) 要支援・要介護認定者数、障害者手帳所持者数、児童虐待件数、生活保護世帯数等の状況 いずれの数値も増加傾向です。

■ 要支援・要介護認定者数

12,605人 (H27) ⇒ 15,247人 (R元)

資料：介護保険課（各年度末）

■ 障害者手帳所持者数

14,395人 (H27) ⇒ 15,550人 (R元)

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者合計

資料：障害者福祉課（各年度末）

■ 児童虐待件数（年間）

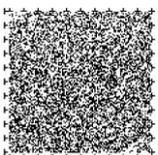
237件 (H27) ⇒ 326件 (R元)

※要保護児童対策地域協議会における新規取扱件数  
資料：こども家庭課

■ 生活保護世帯数

3,288世帯 (H27) ⇒ 3,418世帯 (R元)

資料：生活福祉課（各年度末）



## (5) 地域活動の状況

ボランティア登録者（個人）数は増加していますが、ボランティア登録団体（グループ）数は横ばいです。

民生委員・児童委員の総数は横ばいですが、欠員数は増加しています。

### ■ ボランティア登録数

#### 個人

470 人 ⇒ 636 人

#### 団体

245 グループ ⇒ 243 グループ  
(H27) (R元)

資料：川越市社会福祉協議会（各年度末）

### ■ 民生委員・児童委員

#### 総数／定数

483 人 / 496 人 ⇒ 487 人 / 510 人

#### 欠員

13 人 (H27) ⇒ 23 人 (R2)

資料：福祉推進課（各年4月1日）

自治会加入世帯は増加していますが、加入率は減少しています。

老人クラブはクラブ数・会員数ともに減少しています。

### ■ 自治会加入（世帯数・加入率）

#### 加入世帯数

116,513 世帯 ⇒ 117,526 世帯

#### 加入率

77.47% (H27) ⇒ 74.04% (R元)

資料：地域づくり推進課（各年6月1日）

### ■ 老人クラブ（クラブ数・会員数）

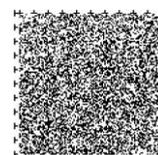
#### クラブ数

118 クラブ ⇒ 97 クラブ

#### 会員数

7,881 人 (H27) ⇒ 5,982 人 (R2)

資料：川越市社会福祉協議会（各年4月1日）



## (6) 犯罪の発生状況

令和元（2019）年の川越市の刑法犯総数は466人、うち再犯者は245人で、再犯者率（再犯者が刑法犯総数に占める割合）は52.6%でした。

刑法犯総数を年齢別で見ると、川越市は埼玉県や全国に比べ20～29歳の割合が大きくなっています。

### ■刑法犯数（年間）

	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
川越市	466人	221人	245人	52.6%
埼玉県	10,104人	4,879人	5,225人	51.7%
全国	172,197人	85,245人	86,952人	50.5%

### ■刑法犯年齢別構成比

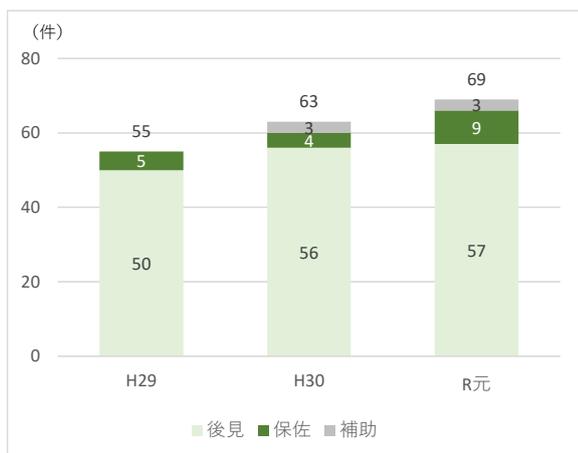


資料：警察署別令和元年犯罪統計データ（東京矯正管区）

## (7) 成年後見制度の利用状況

成年後見等申立件数や報酬助成件数は緩やかに増加しています。

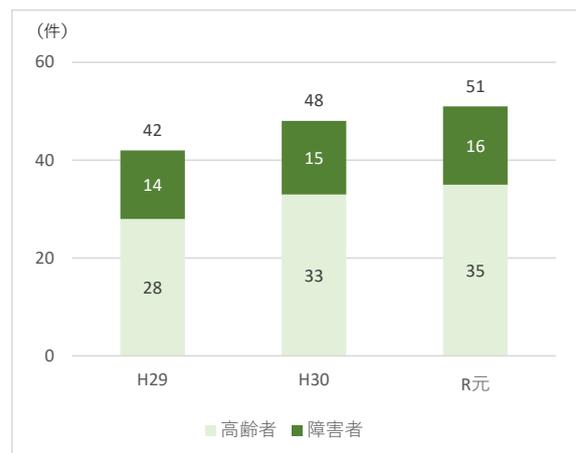
### ■成年後見等申立件数（川越市内）



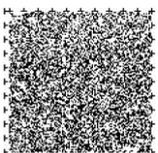
※市長申立を含む

資料：さいたま家庭裁判所（各年12月31日）

### ■報酬助成件数



資料：高齢者いきがい課（各年度末）

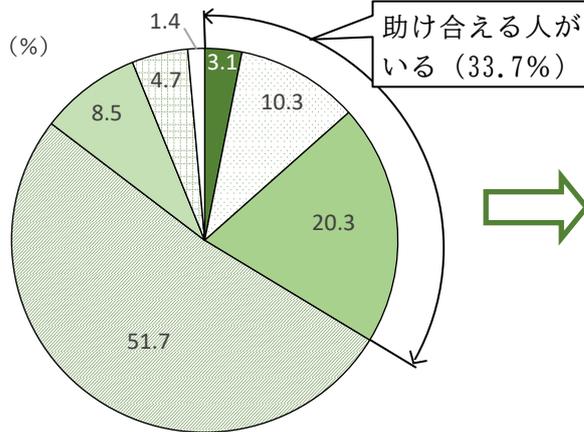


## 2 アンケート調査結果の概要

ご近所付き合いにおける支え合い、助け合いが減少傾向にあります。

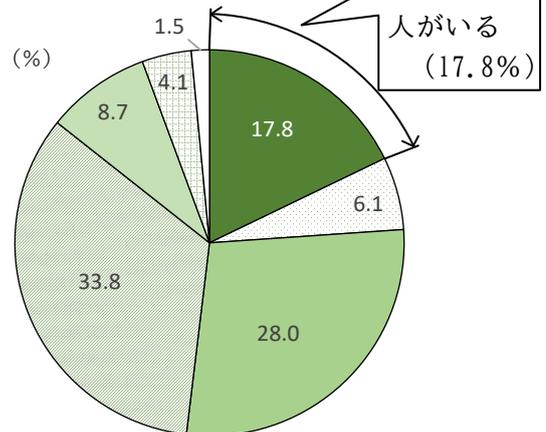
### ■ご近所との関係

平成 26 年 (n=1,372)



- どんな相談や頼みごとでもできる人がいる
- 困ったときに助けてくれる人がいる
- 簡単な相談や頼みごとならできる人がいる
- 会話や挨拶はするが相談や頼みごととはできない
- 顔は知っているが声を掛けることはほとんどない
- 近所の人顔もわからない
- 無回答

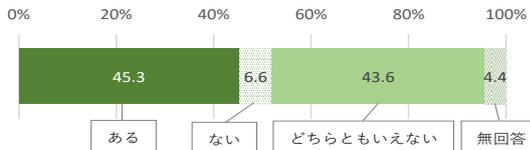
令和元年 (n=1,173)



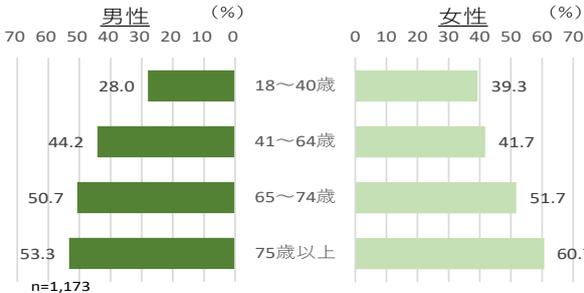
- 何か困ったときに助け合う人がいる
- お互いに訪問し合う人がいる
- 立ち話をする程度の人がある
- 会えばあいさつする程度の人がある
- ほとんど近所のつきあいはない
- 隣近所の顔も知らない
- 無回答

福祉への関心がある人は、年齢が上がるにつれ増えています。また、女性の方が関心が強い傾向にあります。

### ■福祉への関心の有無

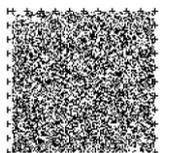
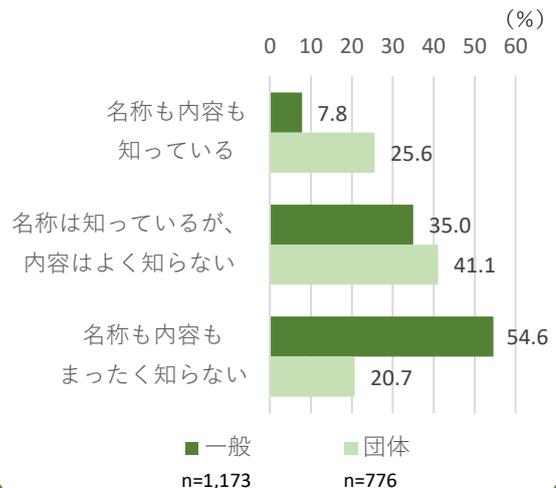


### ■関心がある人 (性別×年代)



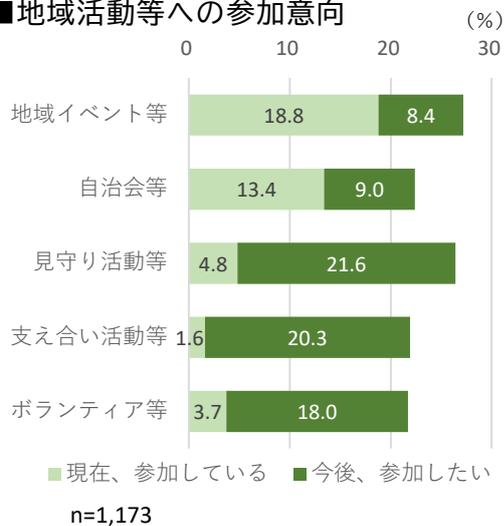
「地域共生社会」という言葉の認知度は充分ではありません。

### ■地域共生社会について



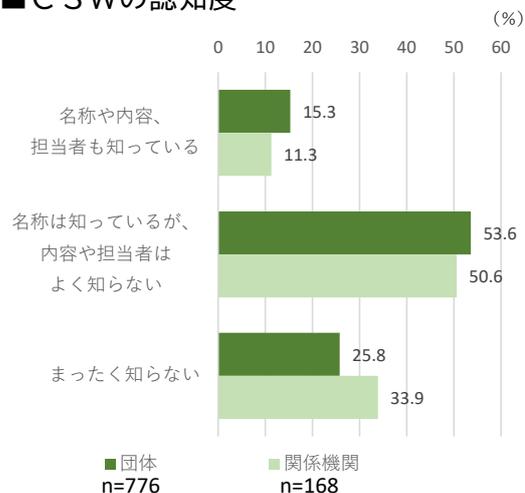
見守り、支え合い、ボランティア等の活動に参加したい人への働きかけや支援が必要です。

### ■地域活動等への参加意向



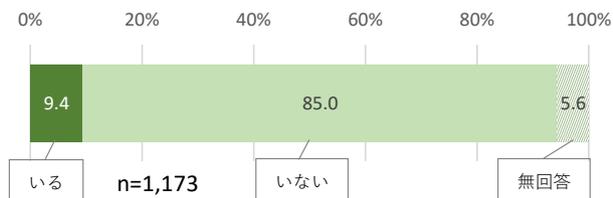
福祉のなんでも相談員のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が地域で認知される取組が必要です。

### ■CSWの認知度

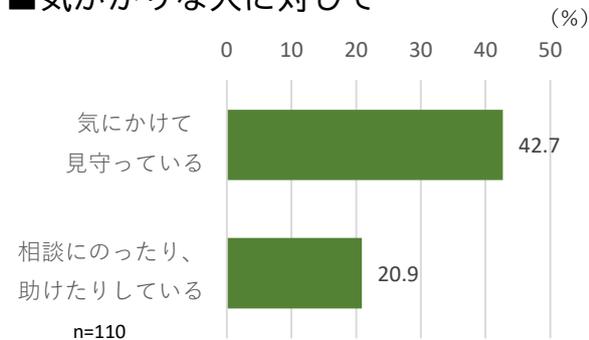


地域に気がかりな人はいないと答えた人が大半ですが、いると答えた人のうち多くの人が見守りをする、相談にのるなどの対応をしています。また、気がかりな人に気づいた時等に、総合相談窓口があれば解決に向けて行動ができると答えた人が一番多くなっています。

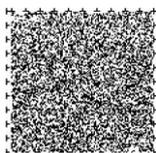
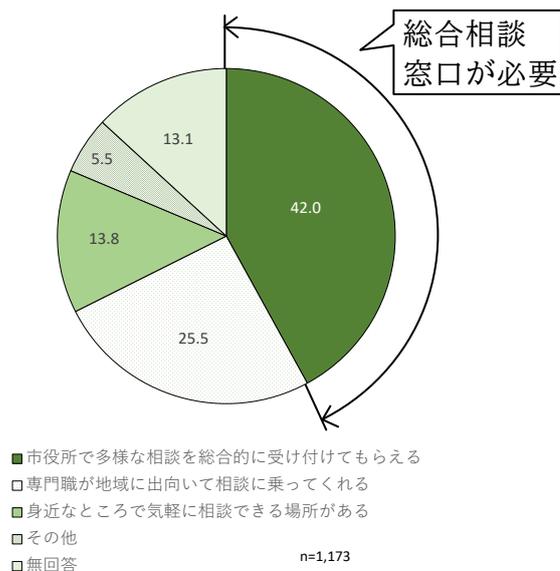
### ■地域の気がかりな人の有無



### ■気がかりな人に対して

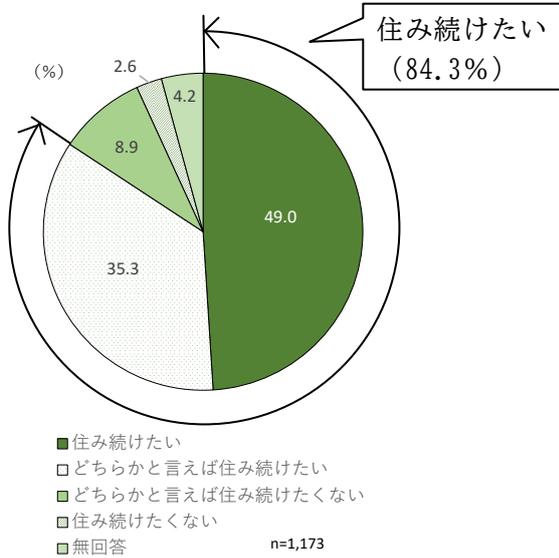


### ■気がかりな人に気づいた時等に解決するために必要な仕組み



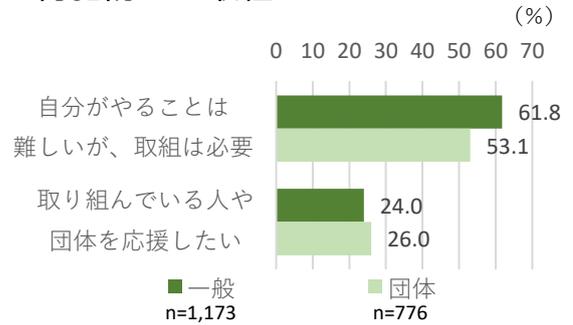
今いる地域に住み続けたい人々が8割以上います。

■今いる地域に住み続けたいか



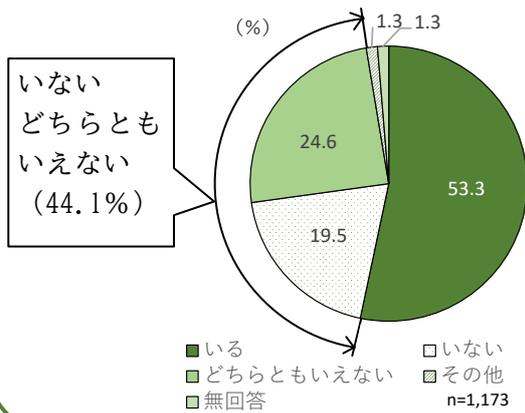
再犯防止の取組の重要性が認識されています。

■再犯防止の取組について



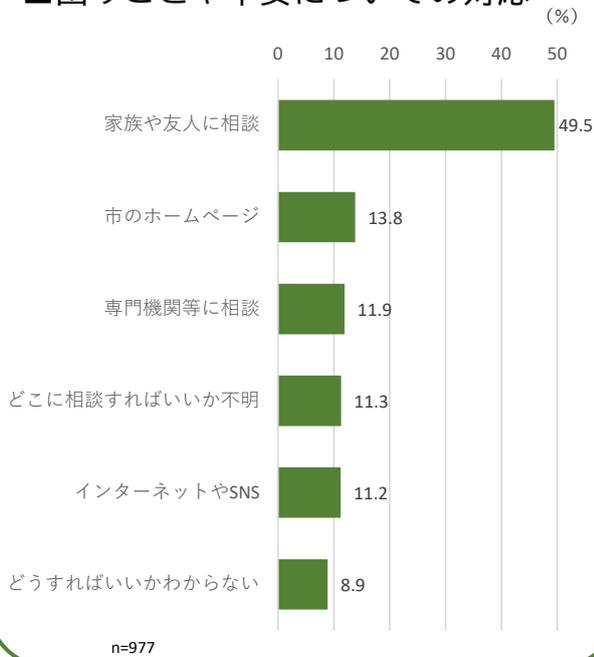
成年後見制度等の財産管理の支援や情報の普及が必要です。

■財産管理などの支援をしてくれる人



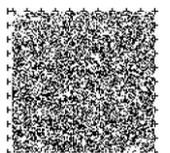
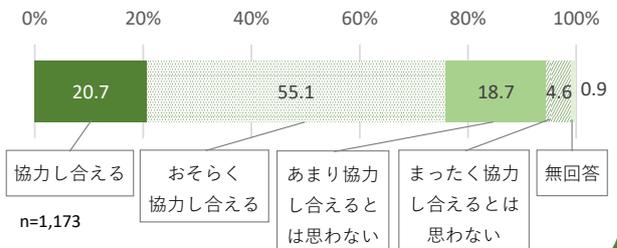
困りごと等を抱えてもどうすればいいのかわからない人を支援に結びつける取組が必要です。

■困りごとや不安についての対応



災害時、近所の人と「協力し合える」「おそらく協力し合える」人は7割以上います。

■災害時の協力



### 3 前計画の取組と課題

平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までを計画期間とする前計画は、基本理念のもとに 5 つの基本方針と 2 つの重点施策を掲げて地域福祉の推進に取り組んできました。前計画の取組と、そこから明らかになった課題を整理し、本計画の策定及び推進につなげていきます。

#### 前計画の基本理念

人と人とのつながりを深め だれもが自分らしく いきいきと暮らせるまち 川越

#### 重点施策 1 地域における見守り体制の充実

- 福祉協力員の普及
- 見守りのネットワーク構築

#### 重点施策 2 地域福祉サポートシステムの構築

- 福祉分野の総合相談窓口の設置
- コミュニティソーシャルワーカーの配置

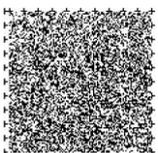
基本方針 1 地域福祉への関心を高めよう

基本方針 2 地域での活動の担い手になろう

基本方針 3 さまざまな人と交流し、みんなで支え合う地域にしよう

基本方針 4 地域でのネットワークをつくろう

基本方針 5 だれもがいきいきと安心して暮らし続けられる地域にしよう

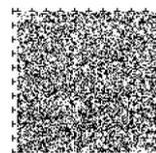


## (1) 重点施策に基づく取組と課題

### 重点施策1 地域における見守り体制の充実

重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉協力員*<sup>1</sup>の普及</li> <li>○見守りのネットワーク構築</li> </ul>
目指したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の異変にいち早く気づくこと</li> <li>・日常的に目配りする人を増やすこと</li> <li>・地域で孤立する人をつくらないようにすること</li> <li>・地域の課題や解決策を関係者全体で共有し連携すること</li> </ul>
取組	<p>地域で日々の見守り等を担う福祉協力員については、説明会や研修会を通じて、活動地区の増加に努めてきました。多くの地区が地区別福祉プランに地域見守り活動の実施を取組の1つとして掲げた結果、令和2（2020）年3月現在、21地区で活動が行われています。</p> <p>また、見守りのネットワーク構築については、平成28（2016）年10月から「川越市ときも見守りネットワーク事業」を開始しました。各事業者が業務中に異変を感じた際に市に通報してもらう仕組みは徐々に浸透し、令和2（2020）年10月現在、207事業者が協力事業者として登録をしています。</p>
今後の課題	<p>福祉協力員が活動する地区は増加したものの、担い手を増やすための取組が十分ではありません。福祉協力員等を育成するための事業を実施した地区は8地区であり、一部の地域住民に負担がかかる状態が解消されていません。既存の事業等で手一杯である、個人情報管理が心配であるという意見が上がっている中、見守りの重要性や効果、実施する際の注意事項等を説明していく必要があります。</p> <p>川越市ときも見守りネットワークについては、多くの業種にわたって協力事業者への登録が進みましたが、死亡後に発見されるなど、「もう少し早く異変に気づいていれば」という事例があります。協力事業者が通報しやすくなるよう、啓発をさらに積極的に行っていく必要があります。</p>

\*1 地域のボランティアとして、ちょっとした目配りから困り事を抱える人を早期に発見する「地域のアンテナ役」。



## 重点施策2 地域福祉サポートシステムの構築

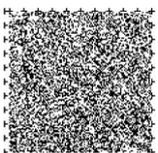
重点項目	<p>○福祉分野の総合相談窓口の設置</p> <p>○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）*<sup>2</sup>の配置</p>
目指したこと	<p>・複雑化・複合化した問題、制度の狭間の問題に迅速に対応すること</p> <p>・CSWを中心とした支援体制を構築すること</p>
取組	<p>社会福祉法の改正によって包括的な支援体制の整備が明文化され、複雑化・複合化した問題に対して迅速に対応するための福祉分野の総合相談窓口を令和2（2020）年6月に、川越駅西口に近い川越市民サービスステーションに設置しました。</p> <p>平成25（2013）年にモデル事業として始まったCSW設置事業については、同30（2018）年度には市内全域をカバーする体制を整備しました。個別の相談に応じるほか、地域包括支援センター*<sup>3</sup>等の関係機関と協力しながら、地域住民主体で地域の課題を解決するための仕組みづくりに向けて取り組んでいます。</p>
今後の課題	<p>福祉総合相談窓口設置後の体制や、関係機関や地域へのつなぎ方等、連携体制の確立が求められます。CSWについては、必要性は高まっているものの、配置や機能等に課題が残っており、地域へのアプローチや福祉総合相談窓口との連携強化をさらに図っていく必要があります。</p>

### 【福祉総合相談窓口】



福祉相談センター、障害者総合相談支援センター、子育て世代包括支援センター、自立相談支援センターの4センターで構成されています。高齢者、障害者、子育て世代、生活困窮者等、各分野の専門職の相談と連携によるワンストップ（断らない）相談窓口として、4センターが情報共有・連携し、多機関協働による支援を実施します。

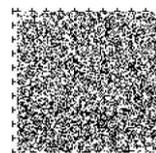
- \* 2 地域住民の生活課題に対して、個別支援や支援のネットワークづくりを行うとともに、地域の共通課題として広げていくことで社会資源の開発や地域づくりに取り組む「地域と福祉のなんでも相談員」。
- \* 3 介護保険法に基づき、保健師または看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防マネジメント、介護、虐待、認知症等の相談・支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメント等を業務としている機関。



## (2) 基本方針ごとの成果と課題

### 基本方針1 地域福祉への関心を高めよう

<b>目指すべき姿</b>	<p>福祉に関する必要な情報が地域に浸透し、他人を思いやる福祉の心が育まれる。</p>
<b>川越市・市社協の取組</b>	<p>広報紙やホームページ、市社協フェイブックページ、メール配信、自治会回覧等多様な媒体を活用し、対象者の属性や年齢等に配慮した福祉情報の提供に努めました。</p> <p>福祉の心を育むための取組については、ふれあい福祉まつりや障害者週間の集い、福祉の市等多くの市民が参加できる事業を実施しました。特に、福祉の市は、ウェスタ川越で、川越市健康まつりやユニクス川越「にぎわいマルシェ」との同時開催としたことで、多くの市民に訪れてもらうことができました。</p> <p>一方で、令和元（2019）年度以降は令和元年東日本台風の影響や新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、予定していた事業に影響が出るなど、目標どおりにいかない年もありました。</p>
<b>地区社協の取組</b>	<p>地区社協だよりや自治会回覧の活用を通じて、地区における事業の周知を図るとともに、福祉に関する情報の提供に努めました。世代間交流事業等、地域行事の中に福祉的視点を取り入れる取組は多くの地区で実施しており、福祉への関心を高める動きが継続できています。老人クラブや育成会等、地域の関係団体のネットワークを生かし、連携して意識啓発やイベントの周知等をする取組も進んでいます。</p>
<b>今後の課題</b>	<p>○市民の福祉意識の啓発と取組の継続性の確保</p> <p>意識啓発は成果の見えにくい取組ですが、様々な機会を通じて継続する必要があります。また、学校における福祉教育をはじめ、福祉についての市民の関心や意識をさらに高めていくことも必要です。台風や新型コロナウイルス感染症の影響により、継続してきた取組が延期・中止を余儀なくされましたが、今後は、新しい生活様式を取り入れながら継続していくことが重要となります。</p>

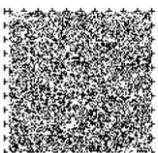


## 基本方針2 地域での活動の担い手になろう

<p><b>目指すべき姿</b></p>	<p>福祉に関する学習の機会や環境が充実することで、担い手の育成が進み、ボランティア活動をはじめとした地域活動が盛んになる。</p>
<p><b>川越市・市社協の取組</b></p>	<p>地域福祉の担い手を育成する取組として、コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修や、介護予防サポーター・認知症サポーター等各種ボランティア養成講座を開催し、多くの市民の参加を得ることができました。</p> <p>地域福祉活動の担い手の重要性について啓発するために、居場所づくりや生活支援の取組等を紹介する「地域の支え合い・助け合いフォーラム」を開催しました。</p> <p>また、介護支援いきいきポイント事業*<sup>4</sup>の登録者数や認知症サポーターは増加傾向にあります。</p>
<p><b>地区社協の取組</b></p>	<p>一人暮らし高齢者の見守り活動や世代間交流、いきいきサロン等、地域の実情に合わせた事業が実施されました。担い手として福祉協力員等のボランティアを募り、研修を実施している地区も増えています。介護予防の取組も盛んで、介護予防サポーター養成講座・認知症サポーター養成講座への参加者が年々増えてきています。</p> <p>また、福祉懇談会*<sup>5</sup>を開催し、担い手の育成や活動の仕組みづくり、自治会をはじめとした地縁組織の連携のあり方を再確認する機会を持ちました。</p>
<p><b>今後の課題</b></p>	<p>○多世代の地域活動への参加率向上</p> <p>高齢化を課題としている地域では、事業の主催や運営等の役割も高齢者が担っていることが多い現状です。これからは、若年層の地域活動への積極的な参加を促し、すべての世代が参加しやすくなるような取組を増やす必要があります。そのため、啓発や周知活動の実施、活動の推進役となるリーダーの育成等、地域活動を多方面からサポートする体制づくりが必要です。</p>

\*<sup>4</sup> 65歳以上の事業登録者が介護保険施設等でボランティア活動を行うことでポイントが貯まり、そのポイントを活動奨励金や市の特産品等と交換することができる事業。

\*<sup>5</sup> 地区社協が主催で行う事業の1つ。地域福祉活動の基盤強化を図るために、各分野で活躍している各種団体・グループ・機関等が一堂に会し、地域課題等の発掘・整理を行い、対応方法を協議する場。

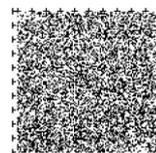


### 基本方針3 ささまざまな人と交流し、みんなで支え合う地域にしよう

<p><b>目指すべき姿</b></p>	<p>市民が地域活動を通じて住民相互のつながりを深めることで、支え合いの意識が高まり、地域見守り活動の充実とともに孤立を防ぐことができる。</p>
<p><b>川越市・市社協の取組</b></p>	<p>地域における支え合いの仕組みづくりや新たな居場所の創出に向け、CSWがノウハウを提供するなどの支援を行いました。</p> <p>また、提案型協働事業<sup>*6</sup>については、市民フォーラムを初めて開催し、団体どうしのつながりづくりを行いました。</p> <p>災害に備えた取組については、地域での自主防災組織の結成や防災訓練を財政的及び人的に支援するとともに、避難行動要支援者の支援体制の整備を進めました。台風の被災時においては、これらの取組による成果が現れています。</p>
<p><b>地区社協の取組</b></p>	<p>「地域住民が気軽に集える場づくり」を地区別福祉プランに目標として掲げている地区が多く、高齢者の居場所となるサロンなどの集いの場は全地区で取り組まれています。また、介護予防に取り組む交流の場や生活支援の取組、子ども食堂<sup>*7</sup>等の新たなサービスが創出されています。</p> <p>さらに、災害時を想定した災害マップを作成するなど、関係者どうしが話し合う場を設ける地区もありました。特に、避難行動要支援者は高齢者や障害者が多いため、平常時からの見守りの仕方や対象者の情報共有の方法について検討が必要であることを確認しました。</p>
<p><b>今後の課題</b></p>	<p>○非常時にも生きる地域活動等の活性化</p> <p>災害等の非常時における支え合い・助け合い活動は、平常時からの活動が重要です。CSWが関わることで、地域住民のニーズを整理したり、他の地区の先進的な事例を取り入れたりするなどして、地域活動を継続的に活性化していく必要があります。</p>

\*6 地域の様々な課題を解決するために、市民や各種団体等が主体的に行う協働事業。

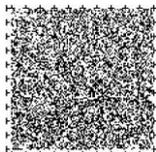
\*7 地域住民等による民間の取組として、主に子どもを対象として無料または安価で食事や居場所の提供等をしている活動。



## 基本方針4 地域でのネットワークをつくろう

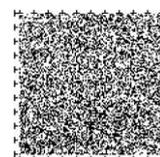
<p>目指すべき姿</p>	<p>地域において、各関係機関の間で必要な情報が共有され、地域福祉を推進するための相互協力関係が築かれる。</p>
<p>川越市・市社協の取組</p>	<p>市では、住民と深く関わる新聞、郵便事業者やライフライン事業者等と協力しながら、「川越市ときも見守りネットワーク事業」を実施し、市全域の見守りネットワークを構築しました。</p> <p>市社協では、CSWが民生委員や地域包括支援センター等と連携し、要援護者の生活支援を行いました。生活に課題を抱えている世帯の支援では、多機関が協力して支援をする事例も多く、情報共有を行う会議へ参加するなど支援ネットワークを生かすよう努めました。</p>
<p>地区社協の取組</p>	<p>関係機関との協働による催しや福祉懇談会等を実施している地区が令和元（2019）年度には15地区ありました。新型コロナウイルス感染症の影響で計画していた福祉懇談会の実施を延期・中止した地区がありましたが、地区社協関係者及び福祉関係事業所等、地域でのネットワークづくりの必要性についてCSWが啓発・促進しました。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>○多様な関係機関との連携方法の拡大</p> <p>CSWは、地域包括支援センター等が行う支援への関わりは増えているものの、市内社会福祉法人やNPO*<sup>8</sup>等による地域貢献活動への関与は少ない状況にあります。今後は様々な団体や活動と連携し、CSWのネットワーク力を強化していく必要があります。</p> <p>○CSW配置数の検討</p> <p>支援が十分に届いていない人や世帯を発見し、より細かな支援を行うため、CSW配置数の増加を検討する必要があります。</p>

\*8 民間非営利組織の略称。様々な社会的課題に取り組み、活動分野における専門性や、地域の枠にとらわれずに行動するなどの特徴がある。



**基本方針5** だれもがいきいきと安心して暮らし続けられる地域にしよう

<p><b>目指すべき姿</b></p>	<p>「地域福祉サポートシステム」による課題解決のしくみが整い、生活課題により孤立した市民をつくらない地域社会を実現することができる。</p>
<p><b>川越市・市社協の取組</b></p>	<p>CSWによる福祉の総合的な相談対応について市内全域を対象としました。さらに、生活支援サービスの充実や担い手の養成・発掘等の地域資源の開発を行う生活支援コーディネーターをCSWが兼務し、地域のニーズと地域資源のマッチングなどを実施しました。</p> <p>令和2（2020）年6月には福祉総合相談窓口を開設しました。開設にあたっては「断らない相談支援体制」を構築するため、庁内の関係課が定期的にミーティングを行い、縦割りの対応にならないよう調整を図りました。</p> <p>権利擁護に関する事業のニーズは高まっており、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）や法人後見事業の利用者は増えています。</p>
<p><b>地区社協の取組</b></p>	<p>福祉懇談会等において、住民どうしの支え合い・助け合い活動や生活課題等について話し合いました。その結果、介護予防に取り組む交流会や家事支援等の生活支援サービスが行われるなど、地域住民主体で地域の課題を改善・解決する取組が増加しました。</p>
<p><b>今後の課題</b></p>	<p>○包括的な相談支援体制の整備</p> <p>福祉総合相談窓口は設置されたものの、地域福祉サポートシステムを機能的なものとするためには、他の関係機関やCSWとの連携方法について今後検討する必要があります。また、庁内についても円滑な連携ができるよう、さらなる意識付けが必要です。</p> <p>○地域見守り活動の推進</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、人とつながることができなくなり、不安やストレスを抱える人が多くなりました。地域で孤立する人を出さないために、地域住民が主体となった見守り活動の重要性が高まっています。今後は、地域住民と関係機関等が協力しながら、新しい生活様式を踏まえた見守り活動を進めていくことが求められます。</p>



### (3) 本計画の策定に向けた課題の整理

前計画の基本方針ごとの「今後の課題」及び法改正等による社会情勢等の変化への対応について、次の3つの視点から整理しました。次章以降に掲げる次期計画では、整理した課題を改善・解決し、さらなる地域福祉の推進に取り組んでいきます。

#### ○地域共生社会の実現に向けた土壌づくり

**基本方針1** 市民の福祉意識の啓発と取組の継続性の確保

**基本方針2** 多世代の地域活動への参加率向上

#### ○支え合い助け合う関係づくり

**基本方針4** 多様な関係機関との連携方法の拡大

**基本方針4** C S W配置数の検討

**基本方針5** 地域見守り活動の推進

**新規** 地域づくりに向けた支援

#### ○いきいきと充実した生活を支える地域づくり

**基本方針3** 非常時にも生きる地域活動等の活性化

**基本方針5** 包括的な相談支援体制の整備

**新規** 再犯防止の推進・権利擁護体制の充実

